

# 水道料金等弁護士対応未収金回収業務仕様書

堺市上下水道局  
事業サービス課

1 委託業務名

水道料金等弁護士対応未収金回収業務

2 用語の定義

本仕様書及び本業務の履行上において使用する用語は、次の各号のとおり定義するものとする。

- (1) 発注者 堺市をいう。
- (2) 未収金 滞納している水道料金、下水道使用料、受益者負担金及び環境整備資金貸付基金償還金（以下「償還金」という。）をいう。
- (3) 滞納者等 水道料金、下水道使用料、受益者負担金及び償還金の滞納者（法人を含む。）並びに滞納者の関係者をいう。
- (4) 別委託業者 発注者が別途委託契約を締結している水道メーターの検針・料金徴収等業務の受注者をいう。
- (5) 回収金額 次のア及びイの金額の総額をいう。
  - ア 発注者が受注者に対応を指示した未収金のうち、受注者が滞納者等から直接回収したものの金額
  - イ 発注者が受注者に対応を指示した未収金のうち、滞納者等が受注者以外（発注者、別委託業者、コンビニエンスストア等。以下同じ。）に直接払い込んだものの金額
- (6) 訴訟等 裁判所への支払督促の申立又は原告を発注者とした訴訟の提起をいう。

3 履行場所

受注者の事務所ほか

4 履行期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

5 業務概要

滞納者等に対して、文書の郵送、電話連絡等による未収金の支払の催告及び訴訟等により未収金を回収し、回収した未収金を発注者に払い込む業務

6 業務の目的

別委託業者による対応では回収が困難な未収金について、弁護士又は弁護士法人の専門性及びノウハウを活用し、効率的かつ効果的に回収業務を実施し、未収金の縮減を図ることを目的とする。

## 7 監督員

発注者は、監督員を定め、「監督員通知書」（様式第1号）により受注者に通知するものとする。また、監督員を変更したときも同様とする。

## 8 業務責任者

受注者は、契約締結後速やかに業務責任者を定め、「業務責任者届」（様式第2号）により、発注者に届け出ること。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

## 9 業務従事者

受注者は、契約締結後速やかに本業務に従事する業務従事者を定め、「業務従事者届」（様式第3号）により、発注者に届け出ること。また、業務従事者を変更したときも同様とする。

## 10 対象未収金

### (1) 対象未収金の状況

本業務の対象とする未収金の状況は、水道料金及び下水道使用料においては概ね次のアからエのいずれか（要件が複合する場合があるものとする。）、受益者負担金及び償還金においては発注者が指定する納付期限を過ぎてなお支払が無く、発注者が督促、催告を行っても支払わない状態が継続しているものとするが、これはあくまでも例示であり、受注者による対応が適さないと発注者が判断したものを除き、滞納者等の状況、経過等にかかわらず、発注者はこれ以外の未収金の回収についても、受注者に対応を指示するものとする。また、次のアからエのいずれかに該当する未収金であっても、受注者に対応を指示しないことがあるものとする。

ア 平成29年4月1日付けで委託契約を締結している本業務（以下「旧業務」という。）において、発注者が旧業務の受注者に対応を指示した未収金のうち、令和2年3月31日現在で完納となっていないもの

イ 滞納者等が、当該未収金に係る水道及び公共下水道の使用場所（水道単独又は公共下水道単独の使用の場合もある。以下「使用場所」という。）から転居、移転等している場合で、別委託業者が転居等から約3か月間、督促、催告等を行っても納付されないもの

ウ 建物全体の水道料金及び下水道使用料を一括で請求している住居専用集合住宅又は店舗併用集合住宅、水道メーターが建物内に設置されているもの等、給水停止の執行が困難なもの

エ 未収金が高額なもの、長期間に及ぶ滞納のもの、常習的に滞納しているもの、滞納者等が悪質なもので、別委託業者による対応による未収金の回収が困難なもののうち、本業務を活用することで、より効果的に未収金の回収が見込めると

発注者が判断したもの

(2) 業務規模等

ア 履行期間中において、発注者が受注者に対応を指示することを予定している未収金の要件、延べ滞納者等数（以下「予定滞納者数」という。）及び金額（以下「予定未収金額」という。）は、次表のとおりとする。ただし、当該予定滞納者数及び予定未収金額の対応を約束するものではないものとする。また、当該予定滞納者数及び予定未収金額を本業務の業務量の限度とするものではないものとする。

要件		予定滞納者数 (人)	予定未収金額 (円)
水道料金及び 下水道 使用料	旧契約からの繰越	400	12,000,000
	現年度滞納分	2,600	77,000,000
	過年度滞納分	2,800	83,000,000
受益者負担金		190	12,300,000
償還金		30	6,000,000
合 計		6,020	190,300,000

イ 発注者は、受注者に対応を指示する滞納者等が有する未収金の下限金額を千円とし、1滞納者等の未収金が数千円程度のものも多数含まれるものとする。

ウ 発注者は、履行期間中において受注者に対応を指示した未収金の金額が、予定未収金額を下回った場合であっても、その下回った金額にかかわらず、委託料の見直しは一切行わないものとする。

エ 発注者は、訴訟等に関しては一律の基準ではなく、滞納者等の状況に応じ、発注者のその都度の判断により行うことから、訴訟等の件数、訴訟等の対象とする未収金の金額等を予定していないが、受注者は発注者から指示を受ける訴訟等の件数、訴訟等の対象とする未収金の金額等にかかわらず、発注者の指示に従って適正に訴訟等を行うこと。

1.1 対応の指示方法等

- (1) 第10項第1号のアの未収金については、発注者は契約締結後速やかに受注者に対応を指示するものとする。
- (2) 第10項第1号のイからエまでの未収金については、発注者は随時に受注者に対応を指示するものとする。
- (3) 発注者が受注者に対応を指示した未収金（分割納付の履行中のものを含む。）で

あっても、発注者が受注者による対応を中止すると判断したものについては、受注者は速やかに対応を中止し、発注者の指示に従って資料等を発注者に返却すること。

- (4) 発注者は、受注者に対応を指示するに当たり、滞納者等に係る次の情報を電子ファイル（Microsoft Office Excel ファイルとするが、データ上における各項目の名称は、ここで定める名称と異なる場合があるものとする。）で提供するものとする。ただし、受注者が個別にこれ以外の情報の提供を発注者に求めた場合で、発注者がやむを得ないと判断した情報にあつては、別途に受注者に提供するものとする。なお、発注者が提供する情報については、全てが揃っているものだけでなく、一部不明なものも含まれるものとする。

（水道料金、下水道使用料に関する情報）

- ア お客様番号（識別番号）
- イ 使用場所
- ウ 氏名又は商号
- エ 請求先、転居先等の住所又は所在地
- オ 水道及び公共下水道の使用状態（使用中又は使用休止）
- カ 未収金の情報（滞納水道料金及び滞納下水道使用料の金額並びに請求年月）

（受益者負担金に関する情報）

- ア 台帳番号（識別番号）
- イ 賦課所在地
- ウ 氏名又は商号
- エ 請求先、転居先等の住所又は所在地
- オ 未収金の情報（滞納受益者負担金の金額及び請求期並びに時効満了日等）

（償還金に関する情報）

- ア 貸付番号
- イ 貸付金額
- ウ 貸付時期
- エ 借受人の氏名及び住所・連絡先
- オ 貸付対象の工事施工場所
- カ 連帯保証人の氏名及び住所・連絡先
- キ 債権の収納状況及び滞納状況
- ク 委託時点での償還計画
- ケ 折衝記録

- (5) 発注者は、必要に応じて紙媒体で情報を提供することがあるものとする。
- (6) 第4号の滞納者等の情報の中には、お客様番号又は使用場所は異なるが、滞納者等が同一であるものが存在するので、発注者は適宜それらの滞納者等を名寄せし、情報を提供するものとする。

- (7) 受注者に対応を指示した未収金において、滞納者等が受注者以外に直接払い込んだ情報の連絡は、受注者に行うものとする。

## 1.2 業務内容

受注者は、対応を指示した未収金について、次の各号のとおり業務を行うこと。

### (1) 催告

受注者は、次のアからケのとおり催告を行うこと。

- ア 滞納者等に対し、催告に関する文書の郵送かつ電話連絡により未収金の支払を促すこと。
- イ 催告に関する文書は、同じ内容のものを何度も郵送するのではなく、段階的に内容を変更すること。
- ウ 滞納者等が未収金の支払に応じない場合は、反復かつ継続して催告すること。
- エ 電話連絡による催告にあつては、滞納者等が脅威を感じることがないように十分に配慮した上で、支払交渉を円滑に進めること。
- オ 別委託業者による督促、催告等の経過に影響されることなく、滞納者等と支払交渉を実施すること。
- カ 以後の訴訟及び滞納処分（発注者が執行）等を見据えて催告すること。
- キ 催告の経過を詳細に記録すること。
- ク スケジュール管理を適正に行い、案件の放置を防止すること。
- ケ 本業務の履行において発生した滞納者等からの苦情及び滞納者等とのトラブルについては、受注者の責において適切かつ円満に解決すること。

### (2) 支払相談への対処

- ア 受注者は、滞納者等から未収金の支払方法について相談があつた場合は、滞納者等に未収金の支払は全額一括が基本であることを十分に理解させ、未収金の全額一括での回収に努めること。
- イ 受注者は、滞納者等から未収金の全額一括の支払が困難であるため、分割納付等について相談があつた場合は、滞納者等から収入、生活状況等を詳細に聞き取り、滞納者等の支払能力等を考慮した上で、滞納者等に分割納付等を書面により誓約させることによって、効果的な未収金の回収に努めること。
- ウ 受注者は、滞納者等が経済的困窮者であると認められる場合にあつては、利用可能な公的支援を案内する等、滞納者等の生活の立て直しに関して助言を行うことにより、滞納者等の未収金の支払をサポートすること。

### (3) 回収

受注者は、滞納者等からの申出によって未収金の回収を行い、回収した場合は、滞納者等に領収書を発行すること。

なお、回収の方法は特に定めのないものとするが、回収方法を書面により届け出て、

発注者が承認した方法に限るものとする。

(4) 回収した未収金の管理

ア 受注者は、契約締結後速やかに、発注者に回収した未収金の管理方法を書面により届け出て、発注者の承認を受けること。

イ 受注者は、回収した未収金を適正に管理すること。

ウ 回収した未収金の管理は、受注者の責によるものとし、発注者は受注者が回収した未収金の紛失、盗難等に何ら責を負わないものとする。

(5) 回収金の発注者への送金

ア 受注者は、未収金を回収（未収金の一部の回収を含む。）した場合にあっては、当該業務実施月において回収した未収金をまとめ、事前に発注者及び別委託業者に連絡した上で、当該業務実施月の翌月末までに発注者に送金すること。ただし、履行期間中の毎年の3月に回収した未収金（未収金の一部の回収を含む。）については、発注者の予算執行の関係上、当該年の3月31日付までに発注者への入金完了されたことが確認できる状態になるように送金すること。

イ 発注者への送金方法については、発注者の定める納付書により、当該納付書の取扱が可能な金融機関又はコンビニエンスストアで受注者が払い込むこと。ただし、発注者の都合又は発注者と受注者の協議により、当該送金方法を変更することがあるものとする。

(6) 住所地等の調査

受注者は、住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等が必要な場合は発注者に依頼し、滞納者等の住所地等を調査すること。

(7) 訴訟等

発注者は、未収金の回収に関して訴訟等を行う場合は、受注者を訴訟代理人として、事件ごとに受注者と別途委任契約を締結するため、受注者は訴訟等の各種手続、関係書類の作成、事務処理等を行うこと。また、発注者が出廷する場合にあっては、出廷に関するマニュアルを作成すること。

(8) 強制執行

前号の訴訟のほか別途発注者が行った訴訟等の結果により、当該未収金について債務名義を取得した以後において、滞納者等の約束事項の不履行等を理由として発注者が強制執行を行うとした場合は、受注者は発注者の代理人として強制執行手続を行うこと。

(9) 回収不能の判断基準

受注者は、1滞納者等に対して、第11項第4号の情報を受入後6ヶ月の間に最低限文書の郵送による催告を4回、電話連絡による催告を5回行うものとする。回収できない未収金については、回収不能案件として対応を中止し、発注者に返却するものとする。

(10) 会議等

- ア 発注者は、必要に応じて調整会議又は打合せを行うものとする。
- イ 調整会議又は打合せは、発注者が定めた日時及び場所において行うことを原則とする。
- ウ 受注者は、調整会議又は打合せを開催した場合にあっては、議事録を作成し、発注者に提出すること。

(11) 資料作成

- ア 受注者は、対応を指示した未収金の管理台帳を電子ファイルで作成すること。また、発注者の指示に従って当該台帳を発注者に提出すること。当該管理台帳は、受注者が使用している段階においては、電子ファイルの形状を特に指定しないものとするが、発注者に提出するときは、Microsoft Office Excel ファイルとすること。
- イ アの管理台帳は、第11項第4号の情報、対応経過、回収金額、対応中又は回収不能案件の区分等を記録すること。
- ウ 受注者は、回収率、本業務の効果等を客観的に分析できる統計資料を作成し、発注者に紙媒体及び電子ファイル（Microsoft Office Excel）で提出すること。ただし、統計資料の形式、記載事項等は、発注者が承認したものに限るものとする。

(12) 報告

受注者は、次のアからエのとおり本業務に関する報告を行うこと。

- ア 滞納者等の支払状況及び滞納者等への対応状況について、毎月1回以上発注者に報告すること。
- イ 回収不能案件については、滞納者等ごとに詳細な催告の履歴及びその催告の結果を記載した報告書を作成し、発注者に2部提出すること。また、対象者の一覧表を紙媒体及び電子ファイル（Microsoft Office Excel）で提出すること。
- ウ 滞納者等からの苦情、滞納者等とのトラブルについては、発注者に随時報告すること。
- エ 滞納者から債務承認や分納支払の確約などを書類で受けた場合は、その写しを発注者に送付すること。

(13) 業務引継ぎ等

- ア 受注者は、令和2年3月31日までに旧業務の受注者から引継ぎを受けた上で、次の（ア）から（イ）の受注業者変更に伴う業務を行うこと。ただし、旧業務から引き続き受注者となった場合を除く。
  - （ア）旧業務において、発注者が旧業務の受注者に対応を指示した未収金のうち、令和2年3月31日現在で完納となっていないものについては、旧業務の受注者の催告の内容を踏まえた上で、引き続き催告、未収金の回収等を行うこと。

(イ) 発注者が指示した場合にあっては、滞納者等に対して旧業務の受注者からの対応の引継ぎに関する通知文書を送付すること。

イ 履行期間満了日をもって、分割納付の履行中のものを含めた全ての対応を休止し、提供した関係書類を全て発注者に返却すること。ただし、本業務の次回の契約（以下「次期契約」という。）において、本業務の次期契約の受注者（以下「次受注者」という。）となった場合を除く。

ウ 本業務における催告の経過記録及び滞納者等から知り得た情報は、次受注者の業務履行に活用するため、全て発注者に提供すること。また、それらに関する発注者からの問合せに対応すること。

エ 発注者が提供したデータ及び紙媒体による資料は、履行期間終了日まで適切に保管し、履行期間終了後は速やかに発注者に返却すること。

オ 受注者は、次期契約において次受注者とならなかった場合は、次受注者に対して必要となる引継ぎ、情報提供、助言等を行うとともに、受注者が対応していた滞納者等に対して、次受注者への対応の引継ぎに関する通知文書を送付すること。また、発注者が指示した場合にあっては、発注者が次期契約において必要となる委託業務仕様書の作成補助並びに発注者が求める各種の情報及び資料の提供を行うこと。

### 1.3 業務実施時間

(1) 業務実施時間は、特に定めのないものとするが、滞納者等への電話連絡は原則として午前8時から午後9時までの間とすること。ただし、滞納者等から希望があった場合にあっては、この限りでないものとする。

(2) 受注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に滞納者等から電話連絡があった場合でも即応できる体制を構築すること。

### 1.4 未収金の回収の目標

受注者は、履行期間の各年度において発注者から対応を指示された未収金について、当該年度の3月31日時点において、未収金の金額ベースで20%以上、滞納者等数ベースで40%以上の回収率の達成を目標とすること。ただし、当該回収率は、受注者による対応の効果が表れていないと考えられる、当該年度の3月に発注者が対応を指示したものを除いて算定したものとする。

### 1.5 委託料

(1) 発注者が受注者に支払う委託料は、各業務実施月における滞納者等ごとの回収金額に契約料率を乗じて得た額と、同額に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」

- という。)の税率を乗じて得た額を加算して得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)の合計額とする。
- (2) 契約料率は、消費税等の税率を除くものとし、小数点以下第一位までとする。
  - (3) 発注者の受注者への委託料の支払は完全成功報酬型とし、初期費用、維持管理費用等は全て委託料に含むものとする。
  - (4) 第12項第7号により、発注者と受注者が別途訴訟委任契約を締結した場合にあっては、訴訟等の以後において、当該未収金が回収(未収金の一部の回収を含む。)できた場合に限り、発注者は第1号に定める委託料を受注者に支払うものとする。
  - (5) 第12項第8号により、受注者が発注者の代理人として強制執行手続を行った場合にあっては、強制執行の以後において、当該未収金が回収(未収金の一部の回収を含む。)できた場合に限り、発注者は第1号に定める委託料を受注者に支払うものとする。
  - (6) 滞納者等が、未収金を受注者以外に直接払い込んだが、令和7年3月31日付で入金が完了したことを、発注者が発注者の料金システム上で確認できない場合は、当該回収金は、委託料の支払の対象外とするものとする。
  - (7) 受注者が、第12項第2号イにより滞納者との間で分割納付に応じた場合、本業務の終了後に滞納者等から支払われた分割未収金については、委託料の支払の対象外とするものとする。

#### 1.6 個人情報保護等

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たり、発注者が保有する個人情報を取り扱う場合は、細心の注意を払うとともに、堺市個人情報保護条例(平成14年堺市条例第38号)、堺市上下水道局個人情報保護条例施行規程(平成15年水道局管理規程第5号)、委託契約書別記の「個人情報取扱特記事項」の規定その他個人情報の取扱いに関する法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を適正に講じること。
- (3) 受注者は、本業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。
- (4) 受注者は、本業務の履行において使用する事務所については、次のアからエの事項を満たしたものとする。
  - ア 個人情報を持ち出せないよう、適正に管理し、及び監督できること。
  - イ 業務従事者以外の者が、個人情報を容易に閲覧できないこと。
  - ウ 部外者が容易に立ち入りし、及び侵入できないこと。
  - エ 警備員又は警備機器によって警備を行うこと。

## 1.7 暴力団等の排除について

### (1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

ア 受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第2条の規定により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

イ これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができるものとする。

### (2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結に当たっては、再委託契約締結時には発注者の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えなければならないものとする。

### (3) 誓約書の提出について

ア 受注者は、堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）が500万円未満の場合はこの限りでない。

イ 受注者は、契約金額が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、発注者に提出しなければならない。

ウ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成16年制定）第2条の規定により準用する堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止（以下単に「入札参加停止」という。）を行うものとする。

### (4) 不当介入に対する措置

ア 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

イ 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

ウ 発注者は、受注者が発注者に対し、ア及びイに定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができるものとする。

エ 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことにより、この契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者がアに定める報告及び届出又はイに定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置を採るものとする。

#### 1.8 業務の完了報告等

- (1) 受注者は、毎月の業務終了後、速やかに業務完了届を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。ただし、履行期間中の毎年の3月の業務履行分に係る業務完了届については、当該年の3月31日までに発注者の収入確認が完了するように提出すること。
- (2) 受注者は、業務完了届の提出に併せて、当該月の委託料の根拠となる発注者からの対応の指示の状況、回収金等の内訳書を提出すること。
- (3) 受注者は、日常業務において必要となる発注者への書類提出、報告等を日々適正に行うこと。

#### 1.9 その他

- (1) 受注者は、本業務に関係する法令及び条例並びに発注者の規則、企業管理規程、要綱及び基準を遵守し、発注者の指示に従って誠実に業務を履行すること。
- (2) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって業務を履行するものとし、第三者に被害を及ぼした場合は、受注者の負担により対処すること。
- (3) 受注者は、本業務への従事中、従事外にかかわらず、発注者の信用を失墜する行為をしないこと。
- (4) 発注者及び別委託業者は、受注者が対応し、又は受注者による対応を予定している滞納者等以外にも、受注者による対応への移行を当該滞納者等に通知し、未収金回収のための催告又は交渉の材料として利用するものとする。この場合にあつては、受注者の所在地、名称及び連絡先電話番号を当該滞納者等に通知するものとする。
- (5) 発注者は、本業務における委託契約の内容、業務の履行状況、各種資料等を、個人情報、受注者の機密情報等を除き、受注者の許可を得ることなく、他の官公庁、企業等に情報開示できるものとする。
- (6) 受注者から発注者に提出することを定めた文書については、原則として受注者の代表者から堺市上下水道事業管理者宛とし、堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定）第6条第1項第1号に規定する書面において届け出ている印鑑を押印すること。
- (7) 受注者は、受注者が持つノウハウを最大限に発揮し、業務に活用すること。
- (8) 受注者は、業務従事者に対して個人情報の取扱い、関係法令、債権回収等に関

する研修を実施すること。

- (9) 発注者、受注者及び別委託業者の間における業務連絡は、電話だけでなく電子メールを多用するため、受注者は電子メールの環境を適正に整えること。
- (10) 発注者の組織及び制度の変更その他本業務が関連する事項の各種の変更(以下「関連変更」という。)によって、本仕様書の各種名称が変更になる場合にあつては、特別な理由がない限りにおいて、当該各種名称を関連変更後の名称に適宜読み替えるものとする。
- (11) この仕様書に定めのない事項は、発注者、受注者の双方で協議して別途定めるものとする。

様式第1号（第7項関係）

令和 年 月 日

## 監督員通知書

様

堺市上下水道事業管理者

印

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した業務の監督員について、次のとおり通知します。

1	委託業務名	水道料金等弁護士対応未収金回収業務	
2	監督員	所属	
		氏名	

様式第2号（第8項関係）

令和 年 月 日

## 業務責任者届

堺市上下水道事業管理者 殿

受注者

所在地又は住所

名称又は氏名

代表者職氏名

㊟

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した業務の業務責任者について、次のとおり届け出ます。

1	委託業務名	水道料金等弁護士対応未収金回収業務
2	業務責任者	㊟

令和 年 月 日

## 業務従事者届

堺市上下水道事業管理者 殿

受注者

所在地又は住所

名称又は氏名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した業務の業務従事者について、次のとおり届け出ます。

1	委託業務名	水道料金等弁護士対応未収金回収業務	
2	業務従事者	氏名	従事する業務の内容
		印	
		印	
		印	
		印	
		印	
		印	
		印	
		印	
		印	

※ 本様式は、業務従事者の数に応じて、適宜行を追加することができるものとする。